

大阪市営住宅等使用許可書

様式3

大阪市指令都整管第 号
令和 年 月 日

使用者

団体名

代表者

住所 ○○市○○

氏名 ○○ ○○様

大阪市長 ○○ ○○
(担当：都市整備局住宅部)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった大阪市営住宅及び市営住宅附帯駐車場(以下「市営住宅等」という)を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

また、この許可については、上記の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

記

(使用許可市営住宅及び駐車場)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所在地 大阪市○○区○○

住宅名 大阪市営○○住宅

使用部分 ○号棟○○号室

駐車場

(使用する目的)

第2条 使用目的は、「地域防犯活動のための市営住宅等活用実施要綱」に基づく地域防犯活動の拠点として使用するものとする。

(使用期間)

第3条 使用期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。なお、使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前1ヶ月前までに市長に申請しな

なければならない。

(使用料)

第4条 使用料は免除する。

(保証金)

第5条 保証金は免除する。

(使用許可の条件)

第6条 使用許可の条件は以下のとおりとする。

- (1) 市営住宅等の使用者は、少なくとも週1回使用許可申請書に記載の活動を行うこと。
- (2) 市営住宅等の使用者は、使用物件について、模様替又は工作物を設置しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。
- (3) 市営住宅の使用者は、活動拠点を示すための看板又はポスターの掲示について、別に定める基準により行うこと。
- (4) 市営住宅等の使用を終了しようとするときは、使用を終了しようとする日の1ヶ月前までに市長に届け出て、市の検査を受け、使用終了日までに退去すること。
- (5) 使用許可期間中であっても、市営住宅建替え事業等本市の事業に伴い明渡しを請求されたときは、当該市営住宅等を速やかに明渡すこと。また、その際には市営住宅等明渡し後の移転先の確保、及び明渡しに関する補償はしないものとする。
- (6) 市営住宅等の使用者は、定められた目的以外の用に使用すること及び使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供することをしてはならない。なお、駐車場においては、承認を受けた自動車以外の自動車を駐車してはならない。
- (7) 市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼしてはならない。
- (8) 宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること、もしくはこれらに類する活動。チラシの配布やポスター等の掲示を含む。）や 政治上の主義の推進・支持・反対を目的とした活動（政治によって実現しようとする基本的な原理・原則の推進・支持・反対を目的とすること、もしくはこれらに類する活動。チラシの配布やポスター等の掲示を含む。）を行ってはならない。
- (9) 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的とした活動（チラシの配布やポスター等の掲示を含む）をしてはならない。
- (10) 前各号及びその他の条項並びに「地域防犯活動のための市営住宅等活用実施要綱」に定める事項を厳守しなければならない。

(経費の負担)

第7条 市営住宅の使用者は大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号、以下「条例」という。）第30条に定める費用（共同施設の使用に要する費用及びその他住宅の使用に要する費用）を負担しなければならない。

(許可の取り消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とするとき
- (2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき
- (3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき
- (4) 使用者又はその団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2項に定める暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であ

るとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき

(5) 使用者又はその団体の役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員を使用したと認められるとき

(6) 使用者又はその団体の役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき

(7) 使用者又はその団体の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき

(8) 使用者又はその団体の役員等が、大阪市暴力団等排除措置要綱第4条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度の勧告措置を受けたとき

2 前項の規定により使用許可を取消された場合は、速やかに市営住宅等を明渡さなければならない。

3 市長が市営住宅について使用許可を取り消した時は、取消日の翌日から当該市営住宅の明渡しをする日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金額を支払わなければならない。

4 市長が駐車場について使用許可を取り消した時は、取消日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、毎月、駐車場使用料の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金額を支払わなければならない。

5 前2項の場合において、使用者は当該使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第9条 市長が使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了し引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

2 使用者が前項に規定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りではない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。

(実地調査等)

第11条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(申請内容の変更)

第12条 本使用許可において、申請の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、承認を得なければならない。

(疑義の決定)

第13条 本使用許可の各条項に関し疑義のあるとき、その他使用について疑義が生じたときは、全て市長の決定するところによる。